KEK の Axel Springer 決定 (二・完)

杉原周治

- 1. はじめに
 - 1.1 本稿の目的
 - 1.2 視聴者占拠率モデルの概要
 - 1.3 本稿の論証方法
- 2. Axel Springer の合併計画をめぐる KEK の決定
 - 2.1 合併計画の経緯
 - 2.2 KEK の決定内容
 - 2.3 KEK の決定をめぐる学説の立場
 - 2.4 小括 (以上、愛知県立大学外国語学部紀要第46号(地域研究・国際学編))
- 3 合併計画の適法性をめぐる行政裁判所の一連の判決
 - 3.1 ミュンヘン行政裁判所2007年11月8日判決
 - 3.2 バイエルン上級行政裁判所2009年7月7日決定
 - 3.3 連邦行政裁判所2010年11月24日判決
 - 3.4 バイエルン上級行政裁判所2012年2月15日判決
 - 3.5 その後の動向
 - 3.6 小括
- 4. むすびにかえて
 - 4.1 「支配的意見の力」の審査手続
 - 4.2 検討課題 (以上、本号)

3. 合併計画の適法性をめぐる行政裁判所の一連の判決

KEK の2006年1月10日の決定に対して Axel Springer 社から提起された訴えにつき、①2007年11月8日のミュンヘン行政裁判所判決、および②2009年7月7日のバイエルン上級行政裁判所決定は、KEK 側の主張を認め Axel Springer

社の訴えを棄却した 82 。とりわけ前者の判決は、当時学説から「第 3 次放送州際協定の発効後激しく対立してきた KEK の管轄権の範囲をめぐる議論に、一時的に終止符を打った 83 」判決であるとの評価を受けていた。しかしながらその後、③連邦行政裁判所が、 2010 年 11 月 24 日の判決において KEK の当該決定は不適法であるとして 2009 年決定を破棄し、④その差戻し審であるバイエルン上級行政裁判所も、 2012 年 2 月 15 日の判決において、結論として Axel Springer 社の訴えを認めた。以下において、これら一連の行政裁判所の判例について検討する。

3.1 ミュンヘン行政裁判所2007年11月8日判決84)

2006年7月14日、Axel Springer 社 (原告) は BLM (被告) に対して、BLM に は Axel Springer 社 に メ デ ィ ア 法 上 の「 問 題 な し と の 確 認 」 (Unbedenklichkeitsbestätigung) を付与する義務があり、また同確認の拒否は不適法である、などと主張してミュンヘン行政裁判所に義務付け訴訟を申し立て た (以下、「本件義務付け訴訟」(Verpflichtungsklage) という)85)。

この点につき BLM は、2007年4月17日、Axel Springer 社が買い取りを予定 していた ProSiebenSat.1社の株は、2006年12月にある別の持株会社(Lavena

⁸²⁾ さらに本件の訴えと並行して、2006年1月19日に連邦カルテル局が本件合併計画を不許可とした決定に対しても訴えが提起された。この訴えに対して、デュッセルドルフ上級州裁判所(OLG Düsseldorf)が、2006年9月29日決定および2008年12月3日の決定において、さらにその上告審である連邦通常裁判所が、2007年9月25日決定(Vgl. BGH 174, 179)(遂行的確認訴訟の適法性について)および2010年6月8日判決(BGH, Urteil vom 08. 06. 2010)(実質的な法状況について)において判断を下している。ただし、以上の決定については本稿では扱わない。これらの決定につき詳しくは、Vgl. Frankfurter Allgemeine Zeitung v. 30. 09. 2006, S. 49; Hess/Jury-Fischer, AfP 2006, 541 (544 f.); Hess/Jury-Fischer, AfP 2007, 430 (433); Witting/Jenny/Jäger, AfP 2010, 360 (362); Holznagel/Grünwald, in: Spindler/Schuster, Recht der elektronischen Medien, § 26 Rdnr. 7 (FN 13); Hinrichsen, Crossmediale Konzentration, S. 167 ff.

⁸³⁾ Vgl. Hepach, ZUM 2008, 351 (351). さらに、Hain, K&R 2008, 160 (161 ff.) も、後述のようにミュンヘン行政裁判所の判決は、本件遂行的確認訴訟を「適法である」とした以外は、正当であると評価している。

⁸⁴⁾ Vgl. VG München, ZUM 2008, 343, MMR 2008, 427.

⁸⁵⁾ Vgl. Bay. VGH, ZUM 2010, 191 (192).

Holding 4 GmbH)に既に譲渡されてしまった事実を示して、Axel Springer 社の訴えは棄却されるべきであると主張した。これに対して原告である Axel Springer 社は、2007年7月31日に、以下のような見解を付け加えた 86)。すなわち、ProSiebenSat.1社の株が既に Lavena Holding 4 GmbH に譲渡された後であっても、それによって当該訴訟が「解決した」わけではない。たとえ本案 (Hauptsache) が「解決した」としても、「遂行的確認訴訟(Fortsetzungsfeststellungsklage) 87 」(行政裁判所法 113 条 1 項 4 文)は適法である。なぜなら、近い将来に同様の申立てがなされた場合、BLM が Axel Springer 社に対して再び消極的な決定を下しうるという具体的な危険が存在しているからである。さらにAxel Springer 社は、合併の不許可によって生じうる基本権介入が適法であったか否かの問題につき、裁判所に判断を求める利益を有している、という(以下、「本件遂行的確認訴訟」という)。

このような原告の訴えに対してミュンヘン行政裁判所は、2007年11月8日の判決において、一方で、①本件義務付け訴訟については訴訟物(Streitgegenstand)の「解決」によって不適法となったとみなし、他方で、②本件遂行的確認訴訟については適法であるが理由がないとして、結論として Axel Springer 社の義務付け訴訟および遂行的確認訴訟の両訴えを棄却した。その理由は以下の通りである。

(1) 本件義務付け訴訟の適法性

行政裁判所は、本件義務付け訴訟は、ProSiebenSat.1社が合併計画の断念を表明した時点ではまだ「解決」していなかったが、株を譲渡した後は「解決」してしまったのであるから、同訴えは「適法ではない」と判断した。いわく――、

「義務付け訴訟に際して〔訴訟〕解決宣言(Erledigung)がなされるのは、〔原告の〕 指向する裁判所の〔判決の〕言い渡し(Ausspruch)が、実際上の理由から、もはや不 可能または無意味となる場合である……。義務付け訴訟はある行政行為に対する防御

⁸⁶⁾ Vgl. VG München, ZUM 2008, 343 (346).

^{87)「}遂行的確認訴訟」につき、詳しくは、小山正善・山口経済学雑誌37巻5・6号767 頁以下、を参照。さらに、ドイツ行政裁判所法113条につき、木村弘之亮・法学研究 74巻6号155頁、市原晶三郎・一橋論叢50巻4号36頁、を参照。

を指向したものではないため、当該行政行為自体は、義務付け訴訟に際しても、解決宣言をしえない。解決宣言しうることは、ある行政行為の発動を指向した、原告の訴訟要求(Klagebegehren)である」。「とはいえ、2006年2月1日のプレス報道において表明された、合併計画を断念するという原告の意図のなかでは、訴訟解決を見てとることはいまだできない。なぜなら、この時点では、〔原告によって〕要求された裁判所の〔判決の〕言い渡しはまだ可能であったからである。しかしながら遅くとも……ProSiebenSat.1社における出資関係の変更の実行後は、原告の要求する裁判所による〔判決の〕言い渡しは、もはや不可能である。……原告によるProSiebenSat.1の獲得は所有者の変更後もなお可能であるから被告の当該決定は解決されたわけではない、という原告の主張は、取消訴訟における解決宣言の概念を不適切に捉えているのであって、解決宣言の問題と〔行政行為の〕繰り返しの危険(Wiederholungsgefahr)のそれとを混同している。……解決宣言によって本件〔義務付け〕訴訟は不適法となり、それゆえ遂行的確認訴訟のみが許される88)」。

(2) 本件遂行的確認訴訟の適法性

さらにミュンヘン行政裁判所は、本件合併計画によって州際協定 26 条にいう支配的な意見の力が発生しうるため BLM の決定は異議を唱えられえないとして、本件遂行的確認訴訟は適法である(zulässig)が、理由がない(unbegründet)と判示した。その論拠につき同裁判所は、以下の 4 点((a)~(b))を挙げている。

(a) 州際協定26条1項の法的性格

ミュンヘン行政裁判所は、まず州際協定26条1項の法的性格につき、質的評価は「効果的な集中コントロールという憲法上の要請を考慮したものである」とし、KEKの立場と同様に質的評価を採用し、同26条1項は独自の判断基準となりうる、とした。その理由につき、同裁判所は、第一に規定の文言を、第二に同規定の制定史を挙げる89)。いわく——、

州際協定26条1項にいう「以下の諸規定」という文言からは、一見すると、「同26条1項にいう『支配的意見の力』という概念の具体化という点で、同26条2項だけが

⁸⁸⁾ Vgl. VG München, ZUM 2008, 343 (346).

⁸⁹⁾ Vgl. VG München, ZUM 2008, 343 (347 f.).

重要であるかのような印象を呼び起こしうる」が、「詳細に検討すれば、[同26条2項の規定の中に]見られるのは、『基準』(Maßgabe)ではなく、単なる『推定』という定めにすぎない。……このような推定規定は、確かに特定の事実関係の評価(本件では支配的な意見の力の存否に関する評価)にとっての根拠を提供するが、しかし同規定が最終的な基準を含むわけではない。仮に立法者が、硬直した限界値を固定したかったのであれば、立法者は〔この基準〕を明確な形式(例えば、『支配的な意見の力は、……という場合に常に存在する』)で明示しえたはずである」。

「州際協定26条2項にいう推定規定によって固定された限界が確定されていないという帰結は、〔同条項の〕制定史からも容易に導き出される。公的〔立法〕理由書(amtliche Begründung)は……以下のように述べている。すなわち、『〔立法者が〕推定〔規定にいう〕限界として30%の下限を内容形成したことは、逆に、〔視聴者占拠率が〕この限界に達していなくとも KEK がテレビにおける支配的な意見の力を確定する、ということを排除するものではない。……最終決定権限は、同2項が問題となるケースでは KEK に、同37条2項が問題となるケースでは KDLM に付与される』、と。加えて、公的理由書は、〔視聴者占拠率が〕30%に達したにもかかわらず支配的な意見が存在しないことを証明する権限が企業に付与されている、と述べている。それによって立法者が示したことは、完全に固定された限界が問題となるのではなく、下限も上限も開かれている定規が問題となっている、ということである」。

(b) 裁判所の審査権

行政裁判所によれば、KEK には「支配的な意見の力」という概念を具体化するにあたって判断余地(Beurteilungsspielraum)が付与されており、それゆえ裁判所は、Axel Springer 社の本件合併計画によって支配的な意見の力が生じうるという KEK の評価に対して、制限的にのみ審査しうるとする。いわく――、

「確かに基本法19条4項1文は、裁判所が行政行為を、実質的および法的な観点から、原則として完全に事後審査することを要請している。しかしながら立法者は、特定の事案において行政に判断余地を認めることができ、さらに、裁判所の事後審査はこの判断余地が法的な限界を遵守しているか否かに限定されうることを命じることができる。[問題となる] 法律がそのような判断授権 (Beurteilungsermächtigung) を含むか否かは、各々の法律の解釈を介して審査しなければならない (BVerwGE 72, 195, 199)。とりわけ、下されるべき決定のなかに相当程度、評価的要素が備わっている場合、それゆえ同法律が当該決定のために、命令から独立して、特別な専門的知識によ

る正当性をもって、かつ特別な手続きによって決定を下すある特別な行政機関に管轄権を認めている場合には、当該法律によって行政に判断授権が授与されているとみなしうる。このことは、とりわけ、起こりうる意見の相違をすでに内部で調整し、かつ同時に [そこで] なされうる決定を客観的に行うような合議体が問題となる場合には、妥当する(BVerwGE 72, 195, 201)」。「このことは、[まさに] 本事件に妥当する。KEKは、6年の任期をもって選出された6名の、国家から距離を置いた、専門的知識のある委員会である(州際協定35条3項、6項) 90 」。

(c) KEK の本件決定の適法性

行政裁判所は、さらに、「裁判所が制限的にのみ審査しうる KEK の本件決定は、異議を唱えられえない」と述べて、KEK の本件決定を適法であるとした 91 。いわく——、

「〔KEK に〕判断余地が存在する場合には、裁判所は、行政の判断に代わって自ら判断する権限を有しない。裁判所は、単に、行政の判断が、関連する法の許容範囲内で行われたか否かを審査しうるのみである」。「KEK が〔本件において〕重要な事実関係を完全かつ適切に調査し、そしてその決定に際して有効な手続規定を遵守したことは疑いの余地がない」。「さらに KEK は、州際協定26条1項および2項の〔質的評価という〕正しい解釈を採用した」。また、「州際協定26条2項2文は、『メディアに関連する同系市場』という概念を用いることによって、意見形成に影響を与えることができる、さらにテレビとの内部的なつながりを有している他のメディアとの関連付けを行っている。州際協定はテレビのみに係る〔協定である〕ため、〔州際協定にいう〕多様性の規定も、全メディアの状況を規律しようという要求を行いえないのである。……テレビ番組の放映に匹敵する給付を提供する市場は、テレビとの内部的つながりという意味で〔テレビと〕同系であり、かつメディアに関連する。公的〔立法〕理由書によれば……『広告、ラジオ、プレス、著作権(Rechte)、作品』がそれに含まれる……。今日では例えば、オンライン・メディアの領域における企業の地位も、〔メディア関連市場として〕考慮されなければならない」。

⁹⁰⁾ Vgl. VG München, ZUM 2008, 343 (349).

⁹¹⁾ Vgl. VG München, ZUM 2008, 343 (349 f.).

(d) BLM の「問題なしとの確認」の拒否の適法性

最後に行政裁判所は、州際協定29条 3 文 92)にいう「問題なしとの確認 (Unbedenklichkeitsbestätigung)」を BLM が拒否したことも「比例的である」とした 93)。すなわち、本件の「問題なしとの確認の拒否は、〔確かに〕原告の放送の自由および経営の自由の基本権に介入している。しかしながら、当該拒否は、法律の目的を保障するために妥当であり、必要であり、かつ適当である」、という。さらに、「多様性確保の措置に関して KEK と原告の間で合意が成立しなかった以上、〔BLM の当該〕拒否は最終手段(Ultima Ratio)として必要なものであり、それゆえ比例的である」とした。

3.2 バイエルン上級行政裁判所2009年7月7日決定⁹⁴⁾

原告である Axel Springer 社は、上述のミュンヘン行政裁判所の判決に対して控訴した。これに対してバイエルン上級行政裁判所 (Bayerischer Verwaltungsgerichtshof) は、2009年7月7日の決定において、州際協定26条の解釈に触れることなく、本件義務付け訴訟は ProSiebenSat.1社の株が Lavena Holding 4社に譲渡されたことによって「解決した」のであり、したがって「原告は、2006年7月4日の BLM の棄却の決定の違法性を確認する正当な利益を有さない」として、結論として原告の訴えを棄却した95。これに対して原告は、連邦行政裁判所に上告した。

3.3 連邦行政裁判所2010年11月24日判決%)

原告の上告を受けて連邦行政裁判所は、2010年11月24日の判決において、 本件義務付け訴訟については、Axel Springer 社は予定していた株の購入の断念

⁹²⁾ 州際協定29条3 文は、「〔出資関係の〕変更は、変更された諸条件の下で免許の付与が可能な場合にのみ、管轄権を有する州メディア委員会によって、問題なし(unbedenklich) と確認することが許される」と規定する。

⁹³⁾ Vgl. VG München, ZUM 2008, 343 (350 f.).

⁹⁴⁾ Vgl. Bay. VGH, ZUM 2010, 191.

⁹⁵⁾ Vgl. Bay. VGH, ZUM 2010, 191 (193 ff.)

⁹⁶⁾ Vgl. BVerwGE 138, 187.

を表明したのであるから当該訴訟は「解決した」とみなされるが、それによって Axel Springer 社の「本案決定(Sachentscheidung)のための特別な確認の利益」が否定されるわけではないとして、本件遂行的確認訴訟は「適法である」 (zulässig)と解した 97)。そして同裁判所は、バイエルン上級行政裁判所が行った以下の 2 点((1)および(2))に関する審査は不十分であったとみなして、結論としてバイエルン上級行政裁判所の2009年 7 月 7 日決定を破棄し、事件を同裁判所へ差し戻した。その理由につき、連邦行政裁判所は以下のように述べる。

(1) 州際協定26条1項の法的性格

連邦行政裁判所は、まず、州際協定26条1項の解釈については質的評価を採用したが、その根拠につき、①同条項の文言、②制定史、③州際協定の体系との整合性、④とりわけ州際協定26条の規定の意義と目的との合致、を挙げている⁹⁸⁾。このうち④の根拠につき、同裁判所は以下のように述べている。

「州際協定26条2項にいう視聴者占拠率モデルは、憲法によって要求される効果的なメディア集中コントロールを確保するためには、十分ではない……。例えば、25%という〔視聴者占拠率の〕下限を僅かに下回っているが、同時に複数のメディア関連市場において市場を支配する地位(例えば、種々のプリント・メディアやオンライン・サービス等)〔を有している企業に対して〕集中法上の適用が排除されるのに対して、25%の視聴者占拠率を獲得しさらに一つの(唯一の)メディア関連市場における市場支配的な地位を有する企業に対して意見多様性に関する措置が適用されうるのであれば、このことは納得のゆくものではないであろう……。25%の下限を下回った場合であっても、ジャーナリズムの多様性の保護、または自由な意見形成に対する支配的な影響力の回避のために、連邦憲法裁判所の判例に基づきとりわけ繊細とされる放送秩序の領域に〔法が〕介入する(最終的には基本法5条1項2文から導き出されうる)必要性は存在しうる⁹⁹⁾」。

⁹⁷⁾ Vgl. BVerwGE 138, 187 (189).

⁹⁸⁾ Vgl. BVerwGE 138, 187 (193).

⁹⁹⁾ Vgl. BVerwGE 138, 187 (196).

このように同裁判所は、州際協定26条2項のみが唯一の基準であると解すると、25%の視聴者占拠率および1つのメディア関連市場における影響力を有している企業に対しては規制が加えられるが、例えば24%の視聴者占拠率および複数のメディア関連市場における影響力を有している企業に対しては規制が及ばず不合理であるから、同26条1項も集中排除のための独自の基準となるという理解の方が、支配的意見の力の発生を予防するという州際協定の意義と目的に適合しているという。

(2) 裁判所の審査権

さらに連邦行政裁判所は、KEK はメディア集中排除の評価に際して判断余地を与えられているが、上級行政裁判所は、KEK がその裁量権を逸脱したか否かにつき判断を下さなかったため、同裁判所の決定は不適法であるとみなした¹⁰⁰⁾。すなわち、連邦行政裁判所は、「KEK が自己に認められた判断余地の限界を遵守したか逸脱したか〔の審査〕は、行政裁判所のコントロールに服する。〔本件下級審である2つの〕行政裁判所は、管轄官庁が、適正な手続規定を遵守したか否か、適用すべき法概念の正確な理解を根拠としたか否か、重要な事実関係を完全かつ適切に調査したか否か、実際の判断に際して一般的に妥当する評価基準を遵守したか否か、とりわけ恣意の禁止を犯さなかったか否か、について審査すべきであった¹⁰¹⁾」、と判示した。同裁判所は、この点を具体的に以下のように述べる。いわく——、

「本件においては、以下のような〔解釈が〕、適用されるべき法概念の正確な理解となる。すなわち、州際協定26条2項は、確かに同条項にいう視聴者占拠率の限界値が達成されることを必ずしも要請しているわけではないが、同限界値がわずかに達成されなかったとしても重大な理由が存在する場合にのみ(nur bei Vorliegen gewichtiger Gründe)支配的な意見の力を承認することは可能であるとする、規範上の例示(Regelbeispiel)を含んでいる、と。この例示の意義を補整することができるのは……個別のケースが……通常のケースとあまりにかけ離れており、規律の文言通りの法的

¹⁰⁰⁾ Vgl. BVerwGE 138, 187 (198).

¹⁰¹⁾ Vgl. BVerwGE 138, 187 (199).

帰結を固持することが不適法である場合にのみである。KEK は、本件において、一方で規範上の例示の意義を、そしてそこで立法者が行った評価を顧慮しなければならず、他方で、本件の特別な状況が……規範上の例示に適合していることを確保しなければならない。規範上の例示との類似性が存在する場合には、法適用者が、立法者の評価に代わって独自の評価を行うことは許されない。個別の事例が、成文化された規範上の例示によっては適切に把握されえないような独自性を示した場合に初めて、自由な利益衡量のために KEK が招集されるのである。それによれば KEK は、25%未満という視聴者占拠率が通常は問題なしと分類されうるという、立法者によってなされた評価を顧慮しなければならない。立法者によって規定された介入の境界が、当該法律の目的に照らして明らかに不適合である場合にのみ、州際協定26条1項は、下限を下回った場合であっても、利益衡量の枠内で適用可能となるのである102)」。

このように連邦行政裁判所は、立法者の意図を顧慮すれば「重大な理由が存在する場合にのみ」州際協定26条 2 項の基準を離れて同26条 1 項を適用しうると解するべきだが、上級行政裁判所は、KEK がこの点を考慮したか否か、つまり KEK が自己に与えられた判断余地を遵守したか否かにつき審査を行わなかった、と判断したのである。

3.4 バイエルン上級行政裁判所2012年2月15日判決103)

差戻し審であるバイエルン上級行政裁判所は、2012年 2 月 15 日の判決において、2007年 11 月 8 日のミュンヘン行政裁判所判決に対する Axel Springer 社の控訴には理由があると判示し、結論として同社の訴えを認めた。上級行政裁判所は、KEK は確かにテレビにおける支配的意見の評価につき判断余地を有しているが、2006年 1 月 10 日の決定に際しては正確な法解釈を行っておらず、それゆえ自己の判断余地の限界を超えたため、本件合併の拒否は「違法である」と判示した104)。その理由につき同裁判所は以下のように述べる(以下(1)、(2))。

¹⁰²⁾ Vgl. BVerwGE 138, 187 (200).

¹⁰³⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204.

¹⁰⁴⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (205).

(1) 支配的意見の力の存在についての審査基準

バイエルン上級行政裁判所は、第一に、州際協定26条1項と2項の関係において質的評価を採用し、同1項が独自の基準となりうると解した。これに基づき同裁判所は、①視聴者占拠率をどの程度下回った場合に26条1項が適用されうるのか、②視聴者占拠率25%を下回った場合でも26条2項の適用余地があるのかどうか、さらに③同26条2項3文にいうボーナス規定が、メディア関連市場を加えた総合的を行う前に適用されるべきか否か、という問題につき、新たな基準を設けた。

(a) 州際協定26条1項の適用要件

上級行政裁判所は、州際協定26条1項の適用につき、「2005年州際協定26条1項の一般条項の援用は、限定された例外的な場合にのみ許される¹⁰⁵⁾」とし、その適用要件として以下の2つを挙げる。

ひとつ目の要件は、問題となっている視聴者占拠率が、州際協定26条2項にいう25%という限界値を「わずかに」(knapp) 下回っている場合¹⁰⁶⁾である。この点につき、同裁判所は、前述した2010年11月24日の連邦行政裁判所判決が述べた以下の判旨を踏襲し、以下のように述べる。すなわち――、

「〔本件において〕以下のような〔解釈が〕、適用されるべき法概念の正確な理解となる。すなわち、州際協定26条 2 項は、確かに同条項にいう視聴者占拠率の限界値が達成されることを必ずしも要請しているわけではないが、同限界値(Schwellenwert)がわずかに達成されなかった(nicht ganz erreicht)としても重大な理由が存在する場合にのみ州際協定26条 1 項にいう支配的な意見の力を承認することは可能であるとする、規範上の例示を含んでいる、と107)。

二つ目の要件は、第26条2項にいう25%の基準に相応しうるが、それとは 状況が異なる場合、つまり立法者が定めた当該限界値を適用することが不適当 であると解される特別な状況が存在する場合である。すなわち、第26条1項

¹⁰⁵⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (207).

¹⁰⁶⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (207).

¹⁰⁷⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (204, 206).

を適用するために「KEK は、以下のような特別な状況を挙げなければならない。すなわちそれは、法律上の限界値の配慮が当該法律の目的に照らして明らかに不適切であると見られ、その状況の重大性に鑑みれば州際協定26条 2 項が挙げる〔25%という〕規範上の例示に相応し、かつ明記された規範上の例示によっては適切に把握されえない状況である108)」、という。そしてこのような場合には、同26条 1 項を基準とする総合的評価が考慮されうる、とする。さらに第26条 1 項が適用されうる具体的事例として、同裁判所は、「〔視聴者占拠率の〕連続的な上昇により、〔25%という〕限界値が近い将来超過されることが予見可能な場合」を挙げている1090。

(b) 州際協定26条2項の適用可能性

上級行政裁判所は、さらに、「〔第26条 2 項と状況が〕類似している場合には、KEK は、25%を下回る視聴者占拠率は通常問題なしと格付けされなければならないとする立法者の評価を、その独自の評価によって代替してはならない¹¹⁰⁾」、という。すなわち、州際協定26条 2 項の25%という基準値は「憲法が要請する効果的なメディア集中コントロールの確保にとって十分とは言えない」が、それにもかかわらずこの立法者の評価は配慮されるべきであり、それゆえ視聴者占拠率が州際協定26条 2 項にいう25%を下回る場合であっても、同基準と大差がない場合には、立法者の評価を考慮して第26条 2 項を適用すべきであり、KEK は独自の判断基準を用いるべきではないとする。

(c) ボーナス規定の適用時期

最後に上級行政裁判所は、第26条2項3文にいうボーナス規定は、メディア関連市場を視聴者占拠率に算入する前の「実際の視聴者占拠率」に対して適用されるべきであるとする。すなわち同裁判所によれば、KEKは「2005年州際協定26条2項3文によって保障されるボーナス・ポイントは、事前にでは

¹⁰⁸⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (206 f.).

¹⁰⁹⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (207).

¹¹⁰⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (204 f., 207).

なく、総合的評価の枠内で初めて考慮されるべきである」との立場を採ったが、この立場は「当該規律の文言に合致せず、さらに基本法3条1項にいう平等な取扱いの要請にも適合しない¹¹¹⁾」、という。その理由につき、同裁判所は以下のように述べる。

「2005年州際協定26条2項3文によれば、同2文にいう相当程度の視聴者占拠率が算出された場合であって〔も〕、当該企業に帰責する高い視聴者占拠率を占める総合番組のなかに25条4項にいう窓番組が収容されている場合には、『実際の視聴者占拠率から』("yom tatsächlichen Zuschaueranteil") 2%が控除され、同時に同5項の基準に基づいて第三者のための放送時間が確保されている場合には、『実際の視聴者占拠率から』さらに3%が控除される。この『実際の』視聴者占拠率は、KEKが2005年州際協定27条および同36条1項4文により、委託された企業によって、代表調査に基づき算出したものをいうのであって、KEKが2005年州際協定26条2項2文後段に基づき、テレビおよびメディア関連市場における当該企業の活動を算入した〔後に〕、その総合的評価に基づき〔算出した〕ものをいうのではない112)」。

さらに上級行政裁判所によれば、第26条 2 項 1 文にいう「 $20\sim30\%$ の視聴者占拠率に際して、実際の視聴者占拠率からの控除を介して、窓番組ないし第三者の放送時間のためのボーナスが保障されうるのであれば、[$20\sim30\%$ という]下限を下回った場合には、なおのこと州際協定26条 1 項の一般条項の枠内で〔ボーナス規定が〕適用されなければならない113)」、という。

(2) KEK の決定の適法性

バイエルン上級行政裁判所は、以上の基準に照らして審査を行った結果、本件における KEK の決定は、その評価につき瑕疵があり、それゆえ違法であると判示した。同裁判所はその理由につき、以下の 4 点を挙げている 114)。

¹¹¹⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (209).

¹¹²⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (209).

¹¹³⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (208 f.).

¹¹⁴⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (207 ff.).

(a) 視聴者占拠率が限界値25%を「わずかに」下回ったか否かの判断

上級行政裁判所は、第一に、州際協定26条2項2文にいう下限をどの程度下回った場合に、同26条1項の一般条項の適用が除外されるのか、すなわち本件において視聴者占拠率が25%を「わずかに」下回ったのか否か、という問題の審査は、KEKの判断余地には属さず、むしろ裁判所の判断に服するとした¹¹⁵⁾。

その上で同裁判所は、本件では ProSiebenSat.1社の実際の視聴者占拠率は 22,06%であったのであり、これは25%の88,24%にしかすぎず($25\%\times0,8824$ = 22,06%)、90%($25\%\times0.9$ = 22,5%)をも下回る数字であるから、25%を 大きく下回っており、もはや「わずかに」下回ったとはいえないと判示した。

すなわち同裁判所によれば、州際協定26条1項の一般条項の適用領域は「当該視聴者占拠率が、少なくとも2005年州際協定26条2項2文にいう限界値の近くにまで達している場合に」限定されるのであって、「州際協定26条2項2文の限界値の下限をおよそ10%以上も下回っている場合には、もはや〔第26条1項の適用は〕なされえない」という。さらに、第26条1項の一般条項の適用するためのこの基準は、「当該企業のその他の活動の範囲には左右されない」という。その結果、同裁判所は、本件においてはProSiebenSat.1社の事件当時の視聴者占拠率は第26条2項2文にいう25%の限界値を大幅に下回っているのであるから、そもそも第26条1項は適用不可能であり、それゆえ、「本件合併によって支配的意見の力が発生したか否かの審査に際して、原告〔Axel Springer 社〕のメディア関連市場における諸活動は、はじめから考慮の対象とされるべきではなかった」、と判示した。

(b) ボーナス規定の適用

上級行政裁判所は、第二に、KEK は州際協定26条2項3文にいうボーナス規定を「実際の」視聴者占拠率に対して適用すべきであった、とした 116 。すなわち同裁判所によれば、「22,06%という実際の視聴者占拠率からボーナス・ポ

¹¹⁵⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (208).

¹¹⁶⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (208 f.).

イントを控除すべきであった」、とする。そしてその帰結として、「25%という限界値がさらに下回ることになった」のであって(22,06% -5% =17,06%)、「そのことからも、2005年州際協定26条1項にいう一般条項の適用は許されなかった 117 」、とした。

(c) 「特別な状況」の存否

前述のように、上級行政裁判所は、州際協定26条1項の適用の要件の一つとして、第26条2項にいう25%の基準に相応しうるがそれとは状況が異なる場合、つまり立法者が定めた当該限界値を適用することが不適当であると解される「特別な状況」が存在する場合、を挙げていた。しかしながら同裁判所によれば、KEK はこの「特別な状況」につきなんら言及していないため、ここからも KEK の判断は瑕疵があるとされた118)。

すなわち同裁判所によれば、州際協定26条2項2文にいうメディア関連市場における当該企業の支配的地位は、確かに同条項にいう支配的な意見の力を認める要素となりうるが、しかしながら、こうしたメディア関連市場における支配的地位は第26条1項の適用の要件となる「特別な状況」には当たらないとする。いわく、「むしろ、メディア関連市場における原告〔側である Axel Springer 社〕の活動は、〔視聴者占拠率が〕2005年州際協定26条2項2文にいう〔25%という〕限界値を上回っている場合にはじめて、(仮定の)視聴者占拠率への算入を介して考慮されなければならないものであろう」という。つまりメディア関連市場における KEK の活動は、26条2項に基づき視聴者占拠率が25%を超えた場合の支配的意見の力の存否の審査に際して考慮されるものであって、本件ではそもそも視聴者占拠率が25%を下回っているのであるから、KEK は、メディア関連市場における活動とは異なる、それ以外の「特別な状況」を挙げる必要があったがこれを怠ったため、その点で KEK の判断には瑕疵があるとされたのである。

¹¹⁷⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (210).

¹¹⁸⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (210).

(d) KEK の算定方法

最後に上級行政裁判所は、KEK が行った、Axel Springer 社のメディア関連市場での活動を視聴者占拠率に算入したその方法にも瑕疵があると解した¹¹⁹⁾。すなわち同裁判所によれば、KEK の当該算入は、「テレビにおける実際の視聴者占拠率とその他のメディア関連市場から形成されなければならない、ある基準値(Bezugsgröße)に関連づけられていなかった」という。すなわち、「当該企業が活動を行っていない領域を含めた、算定のために考慮されるべきすべての意見形成的メディアの列挙を放棄することはできない」のであり、とりわけ「2005年州際協定26条1項の一般条項の適用に際しては、いずれにしても、当該企業の諸活動を意見形成的メディア全体に組み込むことが不可欠である」という。換言すれば、KEK は Axel Springer 社の意見形成的な活動のすべてを列挙し考慮したうえで、そのうちのメディア関連市場における活動を視聴者占拠率に換言しなければならなかったのである。「そうでなければ、関連する全メディア領域における当該企業の諸活動が〔当該企業にとって〕どれ程重要であるのか、という評価を理解することが出来ない」という。

3.5 その後の動向

さらに2012年2月15日のバイエルン上級行政裁判所判決は、その判旨の最後に、本判決に対する連邦行政裁判所への「上告(Revision)は、行政裁判所法(VwGO)132条2項 120 にいう根拠がないため、許可されるべきではなかっ

行政裁判所法132条【上告の許可】

¹¹⁹⁾ Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (210 f.).

¹²⁰⁾ 現行のドイツ行政裁判所法 (Verwaltungsgerichtsordnung (VwGO)) 第132条は以下のように規定する。

⁽¹⁾ 上級行政裁判所が〔連邦行政裁判所への〕上告を許可した場合、または不許可 (Nichtzulassung) に対する異議申立てに基づき連邦行政裁判所が上告を許可した 場合には、関係人は、上級行政裁判所の判決(49条1号) および第47条5項1 文にいう決定に対して、連邦行政裁判所に対して上告を提起することができる。

⁽²⁾ 上告は、以下の場合にのみ許可されうる。

¹ 当該法律問題 (Rechtssache) が基本的な意義を有する場合。

^{2. [}上級行政裁判所の] 判決が、連邦行政裁判所、連邦の最上級裁判所の合同 部、または連邦憲法裁判所の判例と異なっており、さらに同判決がこの相違に

た。州際協定26条1項および2項の解釈と関連する、本件手続の中で提起された諸問題は、上告手続のなかで下された連邦行政裁判所の当該判決によって明らかとされた¹²¹⁾」と判示し、本判決に対する連邦行政裁判所への上告を不許可とする決定を下した。そのため原告(BLM)は、「上告の不許可は、異議申立てによって、争うことができる」と定める行政裁判所法133条1項の規定に基づき、2012年5月24日に、この上告不許可の判断に対する異議申立て(Beschwerde)を、連邦通常裁判所に提起した¹²²⁾。

これに対して連邦行政裁判所は、2013年1月22日の決定¹²³⁾の決定において、「当該上告は、いずれにしても、行政手続法132条2項1号に従い、法律問題の基本的な意義が存在するため、許可されうる。上告手続は、州際協定26条1項にいう支配的な意見の力を承認するための諸前提にさらなる解決方法を見つける機会を、法廷に対して与えうるものである」と述べ、結論として、バイエルン上級行政裁判所の判決に対する上告を不許可とした同裁判所の決定を棄却すると同時に、「当該上告は許可される」、と判示したのである。

3.6 小括

以上のように行政裁判所は、当初2007年11月8日のミュンヘン行政裁判所判決において、KEKには「支配的な意見の力」の存否につき判断余地が付与されており、KEKの評価に対して裁判所は制限的にのみ審査しうるとし、結論として KEK の本件決定は適法であると判示した。しかしながら同判決に対しては当初から批判¹²⁴⁾も唱えられており、結局、バイエルン上級行政裁判所

依拠している場合。

- 3. 裁判に影響を与えうる手続上の瑕疵が主張され、かつ存在する場合。
- (3) 連邦行政裁判所は、当該〔上告の〕許可に拘束される。 行政裁判所法132条の翻訳につき、木村弘之亮・法学研究74巻6号162頁以下、恩 地紀代子・関西大学大学院法学ジャーナル71号2頁を参照した。
- 121) Vgl. Bay. VGH, AfP 2012, 204 (211).
- 122) Vgl. Funkkorrespondenz 24. 2012, S. 13.
- 123) BVerwG 6 B 23. 12 (Beschluß). さらに、2013年1月22日の連邦行政裁判所決定につき、KEKの2013年2月14日のプレス報告 (Pressemitteilung 2/2013) (http://www.emrsb.de/tl_files/EMR-SB/content/PDF/Presse/PM%2002_KEK293_NZB.pdf) を参照。
- 124) 2007年11月8日のミュンヘン行政裁判所判決を批判するものとして、Vgl. Hepach,

は、2012年2月15日の判決において、KEKの本件決定には瑕疵がある判示し、 結論としてAxel Springer 社の訴えを認めたのである。以下で、とりわけ KEK の本件決定に対する2007年のミュンヘン行政裁判所判決と2012年のバイエル ン上級行政裁判所判決の見解の相違につきまとめておく。

		ミュンヘン行政裁判所2007年11 月8日判決	バイエルン上級行政裁判所2012年2月 15日判決
「支配的な意見の力」の存否に	州際協定26 条1項の適用 の要件	視聴者占拠率が25%を下回った 場合。	例外的な場合、すなわち視聴者占拠率が 25%を「わずかに」下回っており、州際 協定26条2項を適用できない特別な状 況が存する場合(同26条2項は、視聴 者占拠率が25%を下回ってもそれに相 応する場合は適用可能)。
	ボーナス規定の適用の時期	州際協定26条2項2文にいう視聴者占拠率(25~30%)が算出された場合に適用される。	・25~30%の視聴者占拠率が算出された場合だけでなく、25%を下回った場合にも適用可能。 ・さらにボーナス規定は、「実際の」視聴者占拠率に適用しなければならない。
KEKの本件判断に対する審査基準	KEK の 判 断 に対する裁判 所の審査権	KEK は「支配的な意見の力」の 審査につき判断余地を付与されて おり、さらに KEK は当該審査を 行う専門的かつ独立した機関であ るから、KEK の判断に対する裁 判所の審査は制限される。	KEK がその判断余地の限界を遵守した か否かの審査は裁判所のコントロールに 服する(連邦行政裁判所2010年11月24 日判決を踏襲)。
	本件 KEK の 決定の適法性	適法。	瑕疵があり違法。すなわち、①本件では、視聴者占拠率が25%を「わずかに」下回ったとはいえず、②州際協定26条 1 項を適用しなければならない「特別な状況」も存在しなかった。また③ KEK は、ボーナス規定を「実際の」視聴者占拠率には適用せず、さらに、④ KEK が行ったメディア関連市場の視聴者占拠率の換算方法にも瑕疵があった。

(筆者作成)

ZUM 2008, 351 (351 ff.); Podszun, MMR 2008, 431 (431 ff.); Bremer/Grünwald, MMR 2009, 80 (80 ff.). このうち、例えばポッツーン(Rupprecht Podszun)によれば、当該判決において「テレビによる意見の力の調査に際して、他のメディア市場における意見の力がどのように適切に考慮されるのか、という本事件の核心的問題は明らかにされていない」、と批判する。

これに対して、同判決を支持するものとして、Vgl. Hain, K&R 2008, 160 (160 ff.).

4. むすびにかえて

4.1 「支配的意見の力」の審査手続

以上、Axel Springer 社による ProSiebenSat.1社の合併計画の経緯、同計画に対する KEK の決定の内容、さらに同決定に対する行政裁判所の一連の判決について分析を行った。その結論として、学説、KEK および行政裁判所が、支配的な意見の力の発生の予防措置である民間放送の集中排除規制、すなわち視聴者占拠率モデルを、実際にどのように運用すべきであると考えているかが明らかとなった。これを分類すると、以下のようになる。

(1) 視聴者占拠率が25%を超えた場合125)

まず、ある企業に帰責可能な視聴者占拠率が年平均30%に達した場合、支配的な意見の力が認められる(州際協定26条2項1文)。さらに当該視聴者占拠率が25%に達した場合にも、当該企業のメディア関連市場における活動が考慮され、その総合的評価によって支配的な意見の力が推定される場合がある(同26条2項)。

ただし、視聴者占拠率が $25\sim30\%$ にある場合には、「ボーナス規定」が適用されて、当該視聴者占拠率から最大で5%の控除がなされる場合がある(同26条2項3文)。控除の結果、視聴者占拠率が25%未満となった場合には、以下(2)の手続に従って処理されることになる。

本件合併計画においては、当時の ProSiebenSat.1社の視聴者占拠率はわずか22,06%であり、それゆえこれらの州際協定26条2項の規定の適用が問題となることはなかった。また同事件以外でも、同条項が問題となるような事件はまだ起きていない。

(2) 視聴者占拠率が25%未満の場合

ある企業に帰責可能な視聴者占拠率が25%に達していない場合に、当該企業の支配的な意見の力が認められうるか否かについては、判例・学説において

¹²⁵⁾ この点につき、詳しくは、杉原周治・愛知県立大学外国語学部紀要45号120頁以下を参照。

様々な見解が主張されているが、最大公約数に言えば以下の三つの立場に分けることができる。

(a) 「支配的な意見の力」は存在しないと解する立場

学説の中には、支配的な意見の力に関する審査に際しては州際協定26条2項のみが基準となり、同26条1項は独自の基準とはなりえないと解するものが見られる(量的評価)。その根拠としては、同26条1項は「以下の諸規定の基準にいう(支配的な意見の力)」という文言を含んでいること、さらに同26条2項の規定は法的明確性を満たしていること、が挙げられている。この立場に従えば、本件合併計画当時のProSiebenSat.1社の視聴者占拠率はわずか22,06%であるから、この場合、州際協定26条2項に照らして「支配的な意見の力」の可能性は否定され、当該合併計画は認められることとなる。

(b) 州際協定26条1項を広く適用する立場

これに対して多数説、KEK、行政裁判所は、支配的な意見の力に対する審査に際しては州際協定26条2項のみが基準となるのではなく、同26条1項も独自の基準として適用されうると解する(質的評価)。それによれば、本件の合併計画のように視聴者占拠率が25%に達していなくとも、同26条1項に基づき、あらゆる事情を総合的に判断して、支配的な意見の力の存在が認められる可能性が生じるという。

その際、総合的な判断をどのように行うかが問題となるが、この点につき KEK は、①当該企業に帰属する視聴者占拠率、②当該企業のメディア関連市場における諸活動、③当該企業に関連するメディアの暗示力・普及作用・即時性が重要な要素になるとする。具体的には、当該企業に帰属する日刊紙、番組雑誌、週刊誌、広告紙、インターネット、ラジオ、その他のメディア関連市場を考慮して、それぞれの市場占有率を視聴者占拠率に換算して、実際の視聴者占拠率に加算したうえで、その総計が25%の視聴者占拠率に達した場合には、支配的な意見の力が認められるという。ただし KEK によれば、その加算後の総計が25%を超えた場合には、ボーナス規定が適用されて窓番組および第三

者番組による控除が行われる。以上の KEK の判断は、従来の行政裁判所の判例によっても支持されていた。

(c) 州際協定26条1項を制限的に適用する立場

行政裁判所も、多数説および KEK と同様に質的評価を採用している。しかしながら州際協定26条1項の適用要件については、バイエルン上級行政裁判所の2012年2月15日判決は自己の立場を変更し、同26条1項は例外的な場合にのみ適用可能であるとして同条項の適用を制限的に解し、KEK の判断を不適法であるとした。

すなわち上級行政裁判所によれば、①州際協定26条1項の適用は、当該視聴者占拠率が25%を「わずかに」下回った場合に限定され、さらに、②視聴者占拠率が25%を下回っても当該状況がこれに相応する場合には同26条2項が適用されるべきであるから、同26条1項を適用する場合には同26条2項が適用しえない「特別な状況」が存在する場合に限定されるという。

さらに、メディア関連市場の視聴者占拠率への換算に際しては、当該企業の 意見形成的な活動をすべて列挙したうえで、そのうちのメディア関連市場にお ける活動の重要性を評価しなければならない、という。

(3) ボーナス規定の適用の要件

上述のように、ボーナス規定は州際協定26条2項2文にいう視聴者占拠率 (25~30%) が算出された場合に適用される。さらに KEK は、視聴者占拠率 が25%に達しない場合に、当該企業のメディア関連市場の活動を視聴者占拠 率に換算した後に25%に達した視聴者占拠率の総計に対して、ボーナス規定を適用している。

しかしながらバイエルン上級行政裁判所の2012年判決は、ボーナス規定は25~30%の視聴者占拠率が算出された場合だけでなく、25%を下回った場合にも適用可能とする。ただし同裁判所によれば、ボーナス規定は換算後の視聴者占拠率に対してではなく、「実際の」視聴者占拠率に適用しなければならない。そしてボーナス規定の適用の結果、視聴者占拠率が25%を大きく下回っ

た場合には、メディア関連市場の換算・加算を考慮する以前に、もはや26条 1項の適用の余地は存しないと解するべきであるとする。

4.2 検討課題

本稿は、ドイツにおける民間放送の集中排除規制につき、その運用と実務につき検討した。しかしながら本件で見たように、当該規制の運用をめぐるドイツの学説・判例の立場は一様ではなく、とりわけ本件で取り上げた Axel Springer 社による ProSiebenSat.1社の合併計画と KEK の決定を機に、現在も激しく議論がなされているところである。

なお、本稿は、このような集中排除をめぐる従来のドイツの議論を紹介し分析するにとどまり、集中排除規制の適法性や合憲性についての検討、さらには 日本におけるマスメディア集中排除原則との比較検討を行うことはできなかった。こうした点は、機を改めて論じることとしたい。

(2013年5月20日脱稿)

資料

表 1 2005年度の平均的な日におけるメディアの射程範囲

Teilmedium	Reichweite (MoSo. 5:00 - 2:.00 Uhr, Pers. ab 14 J., BRD gesamt in %)
TV	89
Hörfunk	84
Tageszeitung	51
Internet	28
Zeitschriften	17

Quelle: ARD/ZDF-Langzeitstudie Massenkommunikation

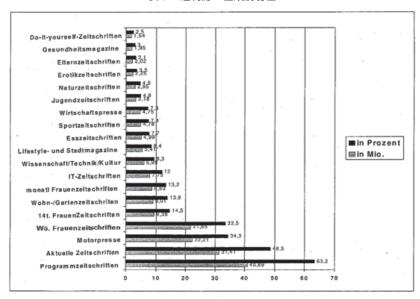
(出典: KEK-293, S. 82)

表 2 合併計画当時の ProSiebenSat.1 社の視聴者占拠率

ProSiebenSat.1社の放送局	2004年8月~2005年7月の間 の視聴者占拠率(%)	2005年12月の視 聴者占拠率 (%)
SAT.1	10,60	10,3
ProSieben	6.85	6,1
Kabel 1	3,88	3,6
N24	0.53	0,7
9Live	0,20	
	,	0,2
合計	22,06	20,9

(出典: KEK-293, S. 84をもとに筆者が作成)

表3 週刊誌の種類別射程



Quelle: Verband Deutscher Zeitschriftenverleger e.V. (VDZ), AG.MA

(出典: KEK-293, S. 48)

表4 合併によって Axel Springer 社が獲得するとみなされた視聴者占拠率

メディア関連市場	Axel Springer 社の 市場占有率	換算率	視聴者占拠率 (換算)
日刊紙	26%	2/3	17%
番組雑誌	29%	1/7	4%
週刊誌	8,16%	1/10	1%
広告紙	7,76%	_	0%
インターネット	(データなし)	1/2	3%
ラジオ	(データなし)	1/2	0%
その他のメディア関連市場	(データなし)	_	0%
窓番組および第	-5%		
ProSiebenSat.1	22,06%		
	42,06%		

(筆者作成)

引用文献

Bremer, Eckhard/Grünwald, Andreas, Konzentrationskontrolle in "virtuellen Meinungsmärkten"?, MMR 2009, 80

Bretschneider, Harald, Bewertung crossmedialer Verflechtungen im Medienkonzentrationsrecht – Eine rechtsvergleichende Untersuchung unter besonderer Berücksichtigung Deutschlands, Großbritanniens sowie der Entwicklung in der EU, 2010 (zit. Bewertung crossmedialer Verflechtungen)

Bornemann, Roland, Der Sechste Rundfunkänderungsstaatsvertrag – ein Überblick, K&R 2002, 301

ders., Wie die KEK gefühlte Meinungsmacht in eine Eingriffskompetenz umrechnet, MMR 2006, 275

ders., Die Bedeutung der "starken Stellung" in der Medienkonzentrationskontrolle, ZUM 2006, 200

Clausen-Muradian, Elisabeth, Konzentrationstendenzen und Wettbewerb im Bereich des privaten kommerziellen Rundfunks und die Rechtsprobleme staatlicher Rundfunkaufsicht – Eine Analyse unter besonderer Betrachtung von § 21 Rundfunkstaatsvertrag 1991 und § 26 Rundfunkstaatsvertrag 1997, 1998 (zit. Konzentrationstendenzen und Wettbewerb)

Die Landesmedienanstalten (Hrsg.), Medienrelevante verwandte Märkte in der rundfunkrechtlichen Konzentrationskontrolle – Dokumentation des Symposiums der

Kommission zur Ermittlung der Konzentration im Medienbereich (KEK) im Oktober 2005 in Potsdam, 2006

dies., (Hrsg.), Crossmediale Verflechtungen als Herausforderung für die Konzentrationskontrolle, 2007

Dittmann, Armin, Die allzu kecke KEK?, in: Geiss, Karlmann/Gerstenmaier, Klaus-A./Winkler, Rolf M./Mailänder, Peter (Hrsg.), Festschrift für Karl Peter Mailänder zum 70. Geburtstag am 23. Oktober 2006, 2006, S. 469 ff.

Dörr, Dieter, Vielfaltssicherung in Gefahr?, in: Geiss, Karlmann/Gerstenmaier, Klaus-A./ Winkler, Rolf M./Mailänder, Peter (Hrsg.), Festschrift für Karl Peter Mailänder zum 70. Geburtstag am 23. Oktober 2006, 2006, S. 481 ff.

ders., Vielfaltsicherung im bundesweiten Fernsehen, AfP-Sonderheft 2007, 33

Dörr, Dieter/Schiedermair, Stephanie, Ein kohärentes Konzentrationsrecht für die Medienlandschaft in Deutschland, 2007 (zit. Ein kohärentes Konzentrationsrecht)

Engel, Christoph, Zuschaueranteile in der publizistischen Konzentrationskontrolle, ZUM 2005, 776

ders., Axel Springer AG – Gutachten des Max-Planck-Instituts zur Erforschung von Gemeinschaftsgütern, in: Medienrelevante verwandte Märkte in der rundfunkrechtlichen Konzentrationskontrolle, 2006, S. 212 ff. (zit. Gutachten des Max-Planck-Instituts)

Frankfurter Allgemeine Zeitung v. 30. 09. 2006, S. 49

Funkkorrespondenz 24. 2012

Gounalakis, Georgios/Zagouras, Georgios, Medienkonzentrationsrecht, 2008

dies., Crossmedia Konzentration und multimediale Meinungsmacht, AfP 2006, 93

Groh, Sabine, Die Bonusregelungen des § 26 Abs. 2 S. 3 des Rundfunkstaatsvertrages, 2005 (zit. Bonusregelungen)

Hain, Karl-Eberhard, Vorherrschende Meinungsmacht i. S. d. § 26 Abs. 1,2 RStV, MMR 2000, 537

ders., Springer, ProSiebenSat.1 und die KEK - eine Nachlese, K&R 2006, 150

ders., Zum ersten Akt des (verwaltungs-) gerichtlichen Nachspiels der gescheiterten Fusion von Springer und Pro7Sat.1, K&R 2008, 160

Hartstein, Reinhard/Ring, Wolf-Dieter/Kreile, Johannes/Dörr, Dieter/Stettner, Rupert, Rundfunkstaatsvertrag – Kommentar, Loseblatt, Stand: Mai 2009 (zit. Hartstein/Ring/Kreile u. a., RStV)

Hepach, Stefan, Der Kompetenzrahmen der KEK nach dem sechsten Rundfunkänderungsstaatsvertag, ZUM 2003, 112

ders., Nochmals: Verfahrensrechtlicher Status und materielle Prüfungskompetenz der KEK – Erwiderung auf Renck-Laufke, ZUM 2006, 907 ff., ZUM 2007, 40

ders., Anmerkung zu VG München, ZUM 2008, 351

Hess, Wolfgang, Medienkartellrecht, AfP 2006, 135

Hess, Wolfgang/Jury-Fischer, Christine, Medienkartellrecht, AfP 2006, 541

dies., Medienkartellrecht, AfP 2007, 430

Hinrichsen, Jan, Crossmediale Konzentration und Sicherung der Meinungsvielfalt – Eine medien- und kartellrechtliche Untersuchung, 2013 (zit. Crossmediale Konzentration)

Hofmann, Nina, Medienkonzentration und Meinungsvielfalt – Eine Analyse der Funktionsgrenzen der Fusionskontrolle auf dem Pressemarkt, 2010

Holznagel, Bernd/Krone, Daniel, Wie frei ist die KEK? Ein Beitrag zur Auslegung des § 26 Abs. 2 Satz 2 RStV, MMR 2005, 666

Holznagel, Bernd/Grünwald, Andreas, in: Spindler, Gerald/Schuster, Fabian (Hrsg.), Recht der elektronischen Medien, 2. Aufl., 2011, § 25, § 26 RStV

Janik, Viktor, Kapitulation vor der eingetretenen Konzentration?, AfP 2002, 104

Körber, Torsten, Sektorspezifische Rundfunkregulierung oder "Wettbewerb 2.0"?, ZWeR 2009, 315

Kübler, Friedrich, Medienkonzentrationskontrolle im Streit, Media Perspektiven 1999, 379

Koch, Ulrich, Medienkonzentrationsrecht in Deutschland – sind wir auf dem richtigen Weg?, AfP 2007, 305

Lange, Bernd-Peter, Die Übernahme von ProSiebenSat.1 durch den Axel-Springer-Konzern, Media Perspektiven 1999, 546

Möschel, Wernhard, Springer-ProSiebenSat.1: Viel Lärm um nichts, Frankfurter Allgemeine Zeitung v. 24. 10. 2005, S. 16.

Müller, Michael, Konzentrationskontrolle zur Sicherung der Informationsfreiheit, 2004 (zit. Konzentrationskontrolle)

Neft, Hans, Meinungsdominanz im Fernsehen – Aufgreifkriterien des neuen § 26 Abs. 2 Rundfunkstaatsvertrag (RStV), ZUM 1998, 458

ders., KEK und KDLM – unorthodoxe Organkonfigurationen zur Sicherung der Meinungsvielfalt im Fernsehen, ZUM 1999, 97

Paschke, Marian/Goldbeck, Nino, Gesetzliche Vermutungen und Vermutungsleitbilder, ZWeR 2007, 49

Peifer, Karl-Nikolaus, Vielfaltssicherung im bundesweiten Fernsehen, 2005 (zit. Vielfaltssicherung) Podszun, Rupprecht, Anmerkung zu VG München, MMR 2008, 431

- Prütting, Hanns, Die Vermutung vorherrschender Meinungsmacht, in: Prütting, Hanns/Kübler, Friedrich/Kops, Manfred/Thaenert, Wolfgang/Scheuch, Erwin K., Marktmacht und Konzentrationskontrolle auf dem Fernsehmarkt, 2000, S. 115 ff.
- Renck-Laufke, Martha, Probleme der Konzentrationskontrolle im privaten Fernsehen, ZUM 2000, 105
- ders., Sechster Rundfunkänderungsstaatsvertrag und Medienkonzentration, ZUM 2003, 109
- ders., Das Spannungsverhältnis zwischen Landesmedienanstalten und KEK am Beispiel des Springerkonzerns, ZUM 2006, 907
- Röper, Horst, Formationen deutscher Medienmultis 2005, Media Perspektiven 3/2006, 114
- Röß, Simon, Die Unabhängigkeit des Rundfunks als Vielfaltssicherung, AfP 2010, 521
- Säcker, Franz Jürgen, Zur Ablehnung des Zusammenschlussvorhabens Axel Springer AG/ ProSiebenSat.1 Media AG durch KEK und Bundeskartellamt, K&R 2006, 49
- Schwartmann, Rolf, Konvergentes Konzentrationsrecht für konvergente Medien, in: Krautscheid, Andreas/Schwartmann, Rolf (Hrsg.), Fesseln für die Vielfalt? Das Medienkonzentrationsrecht auf dem Prüfstand, 2010, S. 11 ff.
- Sjurts, Insa, Strategien in der Medienbranche, 3. Aufl., 2005
- Stock, Martin, Konzentrationskontrolle in Deutschland nach der Neufassung des Rundfunkstaatsvertrags (1996), in: Stock, Martin/Röper, Horst/Holznagel, Bernd (Hrsg.), Medienmarkt und Meinungsmacht, 1997, S. 1 ff. (zit. Konzentrationskontrolle)
- Trute, Hans-Heinrich, in: Hahn, Werner/Vesting, Thomas (Hrsg.), Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht, 3. Aufl., 2012, § 26 RStV
- Tschon, Michaela, Cross Ownership und publizistische Gewaltenteilung, 2002 (zit. Cross Ownership)
- Westphal, Dietrich, Föderale Privatrundfunkaufsicht im demokratischen Verfassungsstaat, 2007 (zit. Privatrundfunkaufsicht)
- ders., Abschied vom Original Zur Deformation der KEK durch den 10. Rundfunkänderungsstaatsvertrag, ZUM 2008, 854
- Witting, Jörg/Jenny, Valerian/Jäger, Martin, Medienkartellrecht, AfP 2010, 360
- 石川明「放送における多様性――ドイツにおける理念とその変容」関西学院大学社会学 部紀要91号49頁以下 (2002)
- 市原晶三郎「西独における行政行為の違法宣言制」一橋論叢50巻4号21頁以下(1963) 恩地紀代子「上告の許可――ドイツ行政裁判所法―三二条・―三三条」関西大学大学院 法学ジャーナル71号1頁以下(2002)
- 木村弘之亮訳「1998年ドイツ行政裁判所法」法学研究74巻6号119頁以下(2001)

小山正善「『遂行的確認訴訟』について――西ドイツ行政裁判諸法113条1項4文の解釈をめぐって」山口経済学雑誌37巻5・6号767頁以下(1988)

坂原正夫『民事訴訟法における訴訟終了宣言の研究』(慶應義塾大学法学研究会・2010) 杉内有介「ドイツ州メディア監督機関――連邦的規制と共同規制」放送研究と調査60 巻11号72頁以下 (2010)

杉原周治「ドイツにおける民間放送の集中排除規制—— KEK の組織および視聴者占拠率モデルの概要を中心に」愛知県立大学外国語学部紀要45号(地域研究・国際学編)103 頁以下 (2013)

鈴木秀美『放送の自由』(信山社・2000)

日本民間放送連盟編『放送ハンドブック (改訂版)』(日経 BP 社・2007)